

改正著作権法第35条のもとで、授業目的でeALPSにファイルを掲載（公衆送信）する際の注意点を紹介します。

新年度のeALPSの利用開始は3月中旬を予定しています。裏面に、新年度の利用開始時の便利な機能をまとめました。

contents

e-Learning center Newsletter No.37

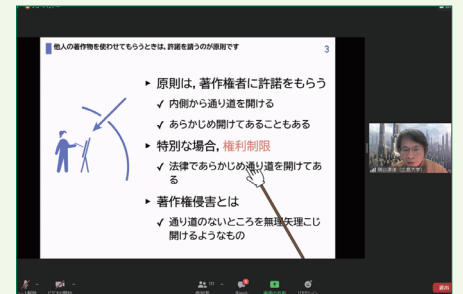
- eALPSに掲載する著作物の扱いについて
- Tips for eALPS 新年度を迎えるにあたって

eALPSに掲載する著作物の扱いについて

授業目的公衆送信補償金制度研修会を開催しました（2/9開催）

広島大学情報メディア教育研究センター隅谷孝洋先生を講師にお招きして「授業目的公衆送信補償金制度研修会 - 授業における他者著作物の利用について -」を開催しました。120名を越える教職員の皆さまにZoomを使ったライブ配信にご参加いただきました。当日ご参加いただけなかった皆さまからのご要望にお応えして【eALPS教職員サイト】⇒【授業目的公衆送信補償金制度研修会2021】（2月12日現在登録者数170名）にてオンデマンド配信しております。視聴希望の際は、コースへ自己登録をしてください。

*以下のスライドの一部は、隅谷先生作成の提示資料より

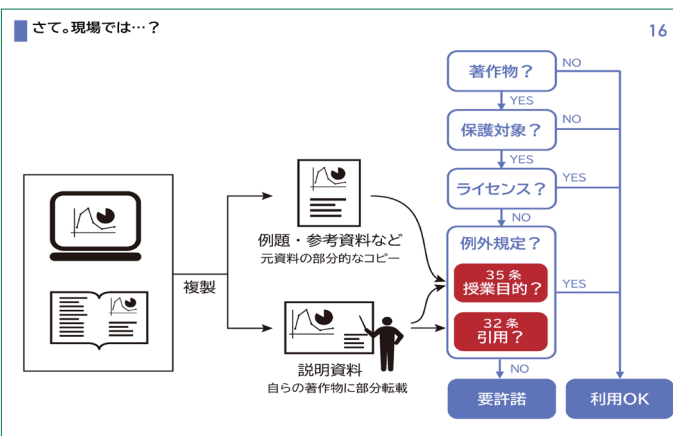


研修会の様子

授業目的公衆送信補償金制度とは…学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて児童生徒・学生の端末に送信する行為等について、権利者に補償金の支払いをすれば、権利者の許諾を不要とするものです。* SARTRAS(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会)Webサイトより引用
信州大学では…所定の補償金を支払い、令和3年度も引き続き本制度を利用できます。教員免許状更新講習においても本制度を利用する予定です。

◆その著作物（資料や動画など）、eALPSにアップロードして大丈夫ですか？

やって良いこととできないこと



これまで授業の過程における著作物の利用は、対面授業での複製（コピー）あるいは遠隔合同授業での複製や公衆送信（eALPSに掲載）に限って認められていましたが、補償金を支払うことで**その授業に必要な部分・部数に限り**、複製・公衆送信することができるようになりました。

ただし、他者の書物や動画等の著作物を必要な個所に限らず全てにわたって複製・公衆送信することは、「著作権者の利益を不当に害する」可能性が高く許諾を得ることが必要です。

本制度の対象になることと対象外のこと

著作権法第35条運用指針の主な内容

●授業を目的とする著作物利用についての著作権法の解釈に関するガイドラインを下記のような例示を含めて「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学校外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の研修者等への著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担任する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位までの範囲・送信 授業参観の参加者への資料の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	〔不当に害する可能性が低い例〕 ●採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ●唱歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	〔不当に害する可能性が高い例〕 ●学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ●ドリルや問題集を購入した代替となるような態様で複製・配信

本制度の運用にあたり「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」は、「改正著作権法第35条運用指針」を取りまとめました。この運用指針には、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の基本的な考え方、不当に害する可能性が高い例のほか、「授業」、「複製」、「公衆送信」などの項目ごとに著作物利用についての著作権法の解釈がまとめられていますので、ご確認ください。

* SARTRAS ホームページ

FAQ(よくあるご質問) <https://sartras.or.jp/newfaqs-online/>
「具体的事例」に配信方法や動画での利用で、できることとできないことが載っています。



「授業目的公衆送信補償金制度のオンライン説明会（1/29）」
https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiro_20210129.pdf



新年度を迎えるにあたって!! * Tips for eALPS *****

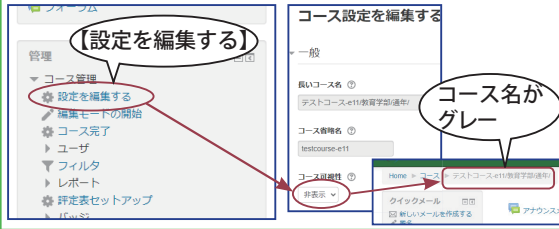
このコーナーでは、知っているると便利な eALPS の機能やちょっとしたコツをご紹介します。

Q. 授業期間以外には、学生に利用してほしいくない!

A. 項目あるいはコース全体を非表示にすることができます!

コース全体

コース管理⇒【設定を編集する】⇒コースの可視性を【非表示】
* 学生には「このコースは利用できません」と表示されコースに入ることができません。



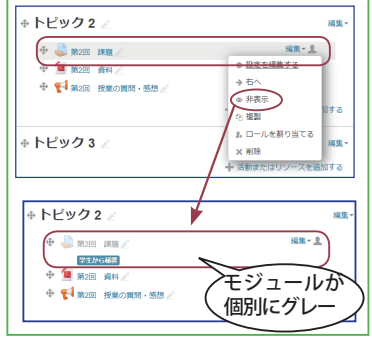
トピック全体

【編集】⇒【トピックを隠す】



個別

【編集】⇒【非表示】



○次の学生がコースを利用できますので、必要に応じて設定の変更をしてください。

- ・履修登録をした学生 *2021 年度中は、2020 年度・2019 年度を復習することができます。
* 新年度コースの利用開始については、下段「学生の履修登録情報が eALPS に反映されるのは?」参照
- ・ゲストアクセスを許可してある場合 (下の欄参照)

Q. 学生の履修登録前に資料を見せたい!

A. ゲストアクセスを許可すればできます!

コース管理⇒ユーザ【登録方法】
⇒ゲストアクセスを許可する【Yes】

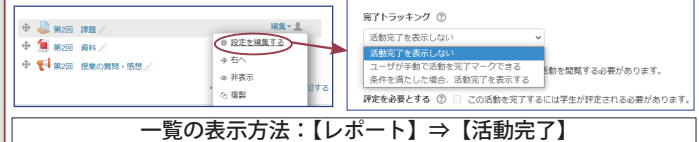


- パスワードを設定して授業時に口頭で伝えれば、ゲスト利用者を限定できます。
- 次の活動の利用は、学生の登録が必要です。
- ・クイックメール、アナウンスメントでのメール配信
- ・コースへの書込 (フォーラム、フィードバック等)

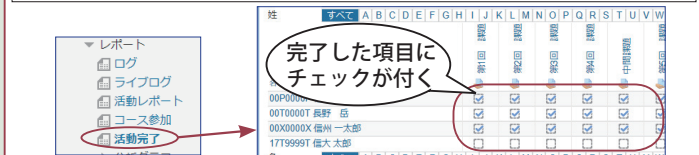
Q. 学生の活動の進捗状況を一覧で確認したい!

A. モジュール (フォーラム、課題等) 作成時に完了トラッキングを設定すればできます!

モジュール編集画面⇒活動完了条件を設定⇒【保存してコースに戻る】



一覧の表示方法:【レポート】⇒【活動完了】



- ・教員は、学生の活動状況を一覧表示可能に。
- ・学生は、完了項目の確認が可能に。

学生の履修登録情報が eALPS に反映されるのは?

学生がキャンパス情報システムから履修登録を行った後、1 日程度でコースを利用できるようになります。

設定の詳細は、eALPS ヘルプ&サポートサイトへ
<https://lms.ealps.shinshu-u.ac.jp/help/>
*ゲストとしてログインしてください

下記の場合にはご相談ください! (e-Learning センターで作業します)

◆ 複数の授業科目をまとめて運用したい

- ・旧カリと新カリが別の授業科目になっている
- ・授業科目ごとに対象の学生が異なるが、共通のコースを利用させたい
- ※ コースを利用前にご相談ください。

◆ コースの内容をコピーしたい

2019・2020 年度の内容 (教材、課題等) を 2021 年度のコースにコピーする作業は e-Learning センターで行います。コピー元・コピー先のコース名と題目コードをメールでお知らせください。

◆ 授業科目にないコースを作成したい

◆ 時間割表示に誤りがある

◆ TA・CP・単位を必要としない学生・追加教員をコースに登録したい (シラバスにない、履修登録をしない)